

令和元年度 第1回定期監査（令和元年7月8日報告） 【指摘事項】

対象部局：総務部、産業観光部、都市整備部、選挙管理委員会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 公園緑地課	1 収入事務について (1) 調定事務 占用に係る使用料の算出に誤りがあった。 都市公園の占用に係る使用料の額は、郡山市都市公園条例第10条第1項、第4項及び別表第3の規定に基づき算出するものであるが、別表第3備考の規定による端数処理をせず、誤った額で調定しているものがあった。	措置 (完了)	占用に係る使用料の算出の誤りにつきましては、相手方に説明するとともに謝罪文を送付し、速やかに過納分を還付いたしました。 今後は、申請書の確認だけでなく、「使用料算出表」を作成し、これらを複数のチェック体制で確認することにより、再発防止に努めてまいります。 令和2年2月14日措置通知 市長
2 都市政策課 公園緑地課	(2) 徴収事務 手数料徴収に適切でないものがあった。 手数料については、郡山市手数料条例第3条第1項の規定に基づき、申請又は請求の際に、ただし、証明手数料については交付の際に、それぞれ納付させなければならないが、申請若しくは請求又は交付の際に徴収していなかった。	措置 (完了)	(都市政策課) 市手数料条例の規定に基づき、申請又は交付する際に手数料を納付させるよう収納事務を改めました。 (公園緑地課) 市手数料条例の規定に基づき、申請又は請求の際に手数料を納付させるよう徴収事務の取扱いを改めました。 令和2年2月14日措置通知 市長
3 防災危機管理課	2 支出事務について (1) 補助金等交付事務 ア 団体の収支予算書及び事業実施計画の承認前に、補助金を交付しているものがあった。 団体等への補助金等交付については、補助金等交付事務マニュアルに則り、適正に事務を執行しなければならないが、団体の総会承認前の収支予算書及び事業計画により、補助金を交付しているものがあった。	措置 (完了)	指摘があった団体への補助金交付につきましては、総会承認後の収支予算書及び事業計画の提出を求め、申請時の収支予算書及び事業計画と差異がないことを確認しました。 指摘があった以降の補助金交付事務につきましては、補助金等交付事務マニュアルに基づき、適正な事務処理を行っております。 令和2年2月14日措置通知 市長
4 産業政策課	イ 財政課の合議を行っていないものがあった。 補助金の額の確定については、確定額が交付決定額と異なる場合は、補助金等交付事務マニュアルにより、財政課の合議を行わなければならないが、合議をせずに額を確定していた。	措置 (完了)	補助金の額の確定につきましては、補助金等交付事務マニュアルに則り、財政課の合議を行い、適正な事務処理に努めております。 令和2年2月14日措置通知 市長
5 人事課	3 契約事務について (1) 入札事務 ア 契約権者が入札参加者の資格確認をしていないものがあった。 契約権者は、郡山市契約規則第23条第1項の規定に基づき、一般競争入札を行おうとするときは、入札に参加する者の資格の有無を確認しなければならないが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。	措置 (完了)	参加資格確認につきましては、改めて市長まで報告の上決裁を受けました。 なお、再発防止のためチェックリストを作成し、複数の職員による確認体制を整備しました。今後は、市契約規則及び市事務決裁規程に基づく適正な事務処理をしております。 令和2年2月14日措置通知 市長
6 人事課	イ 契約権者が入札保証金の免除確認をしていないものがあった。 契約権者は、一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、かつ、当該保険証書を市に提出したときは、郡山市契約規則第25条第1項第1号の規定に基づき、入札保証金の納付を免除することができるが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。	措置 (完了)	入札保証金の免除につきましては、改めて市長まで報告の上決裁を受けました。 なお、再発防止のためチェックリストを作成し、複数の職員による確認体制を整備しました。今後は、市契約規則及び市事務決裁規程に基づく適正な事務処理をしております。 令和2年2月14日措置通知 市長
7 産業創出課	ウ 予定価格書の作成をしていないものがあった。 契約権者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、郡山市契約規則第39条の3第1項各号の規定により、予定価格書の作成を省略することができるが、規定を拡大解釈して、予定価格書の作成を省略しているものがあった。	措置 (完了)	令和元年の契約より、通常の契約と同様に、予定価格書を作成し契約をするよう改めました。 令和2年2月14日措置通知 市長

令和元年度 第1回定期監査（令和元年7月8日報告） 【指摘事項】

対象部局：総務部、産業観光部、都市整備部、選挙管理委員会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
8 職員厚生課	<p>(2) 契約締結事務 契約書に必要な書類が添付されていないものがあった。 契約権者は、契約を締結すべき相手方が決定したときは、速やかに契約書を作成しなければならないが、その契約書には郡山市契約規則第3条第2項の規定により、関係書類を添えたものでなければならないが、必要な書類が添付されていない契約書により契約を締結しているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>契約事務につきましては、速やかに、本契約書に割印押印による仕様書添付を行い、適正に処理いたしました。 今後は、添付漏れ等のないよう、複数人で確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。</p> <p>令和2年2月14日措置通知 市長</p>
9 総務法務課 防災危機管理課 公園緑地課	<p>4 財産管理事務について (1) 公有財産管理事務 ア 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあった。 公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	措置（完了）	<p>(総務法務課) 行政財産の目的外使用許可につきましては、速やかに財務会計システムへ登録いたしました。 今後は、登録漏れの無いよう確認を徹底してまいります。</p> <p>(防災危機管理課) 行政財産の目的外使用許可につきましては、速やかに財務会計システムへ登録いたしました。 今後は、適正な事務の執行に努めてまいります。</p> <p>(公園緑地課) 行政財産目的外使用許可につきましては、財務会計システムに速やかに登録しました。 今後は、決裁後速やかにシステム登録を行うと同時に、申請書余白に登録した日時と登録者名を記入するなどチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>令和2年2月14日措置通知 市長</p>
10 総務法務課	<p>イ 行政財産目的外使用許可に係る事務に適切でないものがあった。 公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可申請を受けた際は、郡山市財産管理事務要領第8条第4項の規定に基づき、申請者に市税等の滞納があるときは許可しないものとするが、納税状況の確認をせず許可を行っていた。</p>	措置（完了）	<p>行政財産の目的外使用許可者の納税状況につきましては、使用許可を行う前の平成30年8月24日に遡及し、滞納が無いことを確認いたしました。 なお、指摘があった以降の目的外使用許可申請については、市財産管理事務要領に基づき適切な事務処理を行っております。</p> <p>令和2年2月14日措置通知 市長</p>
11 防災危機管理課	<p>(2) 物品管理事務 2万円を超える物品を取得したが、備品登録を行っていないものがあった。 物品管理者は、郡山市財産規則第70条の規定に基づき、所管に係る備品の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	措置（完了）	<p>備品登録につきましては、速やかに契約課へ備品登録を依頼し、登録を完了いたしました。 今後は、適正な事務の執行に努めてまいります。</p> <p>令和2年2月14日措置通知 市長</p>

令和元年度 第1回定期監査（令和元年7月8日報告） 【意見】
 対象部局：総務部、産業観光部、都市整備部、選挙管理委員会事務局

該当所属	監査の結果（意見）
1 全部局	<p>1 適正な財務事務の執行について</p> <p>前回の平成30年度第3回定期監査においては、支出の根拠である見積書や納品書に不適正なものが見受けられたため、その再発防止策について検討されるよう意見を付したところである。しかしながら、今回の監査においても、見積書や納品書の記載不備等、不適正なものが引き続き見受けられた。このような現状が続いていることは、大きな不正や事故につながりかねず、財務事務のリスクが常態化していることに、大きな懸念が持たれる。</p> <p>財務事務の執行にあたっては、担当者1人の責任で行われるものではなく、上席者、支出権者が確認したのち、出納機関の審査を受けて支出の決定がなされるものである。公金を取り扱っているという自覚を組織全体で持ち、内部統制を図るなど、実現可能で実行性のある再発防止策について、全庁的に検討されたい。</p>
措置・対応状況の別	内 容
対応状況	<p>財務事務を直接担当する職員については、これまでも庶務担当者研修会等において、適正な執行について周知してまいりましたが、平成30年度第3回定期監査の意見を受け、事務に関わる全ての職員一人一人が財務事務の重要性を再認識する必要があることから、令和元年9月25日付けで改めて、直接事務を担当する職員はもとより、その上司、決裁権者に対し関係法令の遵守、適正な事務処理について周知したところです。今後におきましても、システムの画面上に注意事項を表示する、支出関係の通知等に定期監査の指摘事項を記載するなど周知徹底を図ってまいります。</p> <p>令和2年2月14日対応状況報告 市長</p> <p>財務事務を直接担当する職員については、これまでも庶務担当者研修会等において、適正な執行について周知してまいりましたが、平成30年度第3回定期監査の意見を受け、事務に関わる全ての職員一人一人が財務事務の重要性を再認識する必要があることから、令和元年9月25日付けで改めて、直接事務を担当する職員はもとより、その上司、決裁権者に対し関係法令の遵守、適正な事務処理について周知したところです。今後におきましても、システムの画面上に注意事項を表示する、支出関係の通知等に定期監査の指摘事項を記載するなど周知徹底を図ってまいります。</p> <p>令和2年2月17日対応状況報告 教育委員会</p>